

慶弔見舞金規程

医療法人社団 茨腎会

第1条 [目的]

本規程は、医療法人社団茨腎会の職員とその家族に対する慶弔金、見舞金の支払について定めたものです。

第2条 [慶弔金の種類]

慶弔金の種類は次のとおりとします。

- (1)結婚祝金
- (2)出産祝金
- (3)入学祝金
- (4)傷病見舞金
- (5)災害見舞金
- (6)弔慰金

第3条 [結婚祝金]

職員が結婚する場合、以下の祝金を支給します。

10,000円

第4条 [出産祝金]

職員またはその配偶者が出産の場合、以下の祝金を支給します。

10,000円

第5条 [入学祝金]

職員の子が小・中・高・短大・大学に入学した場合、以下の祝金を支給します。

10,000円

第6条 [傷病見舞金]

職員が傷病により入院し7日以上休業した場合、以下の見舞金を支給します。

10,000円

職員が傷病により入院し21日以上休業した場合、以下の見舞金を支給します。

30,000円

第7条 [災害見舞金]

職員が不慮の災害(火災・水災・震災)を被った場合以下の見舞金を支給します。

30,000円

第8条 [弔慰金]

職員およびその親族の死亡の場合以下の区分により弔慰金を支給します。

- (1)本人の業務上の死亡 …花輪、弔電、100,000円

(2) 本人の業務外の死亡	…花輪、弔電、	50,000円
(3) 職員の配偶者の死亡	…花輪、弔電、	50,000円
(4) 職員の父母、子女の死亡	…花輪、弔電、	20,000円
(5) 祖父母、兄弟姉妹の死亡		…10,000円
(6) 職員の配偶者の父母（同居）の死亡		…10,000円

第9条 [規定外の事項]

本規程に定めがない事項については、その都度定めます。

第10条 [付則]

本規程は、平成24年11月 1日から施行します。

- 2、 本規程は、平成27年11月 1日より一部改訂施行します。
- 3、 本規程は、平成30年11月 1日より一部改訂施行します。
- 4、 本規程は、令和 8年10月 1日より一部改訂施行します。